

# 第4次武雄市男女共同参画推進計画 【概要版】

【2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5年間】

～すべての人がよきパートナーとして、共に築くゆとりと活力ある武雄市を目指して～

武雄市では、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを総合的かつ計画的に実施するために「第4次武雄市男女共同参画推進計画」を策定しました。

## 1 計画の基本理念

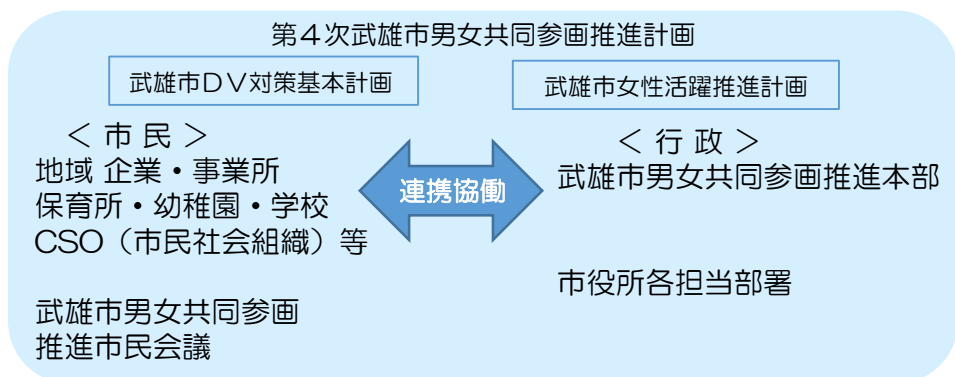
男女共同参画社会基本法に基づき「人権の尊重」、「男女共同参画」「男女お互いの能力の発揮と尊重」を基本理念とします。

### ○基本方針

- (1) 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり
- (2) 安全・安心にすごせる環境づくり
- (3) 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり
- (4) 男女共同参画推進支援体制づくり

## 2 計画の推進

4次計画に定める男女共同参画社会の形成の促進に関する諸施策を総合的かつ効果的に進めるため、市民と行政との連携・協働による推進を図ります。また、4次計画の適切な進行管理に努めます。



## 3 SDGsについて

「Sustainable Development Goals(持続可能な発目標)」

2015年(平成27年)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年(平成28年)から2030年(令和12年)までの国際目標。17のゴールと169のターゲットで構成。武雄市では、武雄市まち・ひと・しごと創生総合戦略「もっと輝く☆スター戦略☆」の考え方に基づき、本計画においてもSDGsの理念や関連性を意識しながら各種施策に取り組みます。



出典：国際連合広報センター

## 4 重点的に推進すべき取り組み

社会情勢を勘案し、重点的に取り組む必要性のある項目を明記し目標達成に向けた取り組みの明確化を図ります。

### 1 男女平等意識の形成

基本方針 1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり  
(施策 2) 学校教育・社会教育を通じた学習機会や内容の充実

### 2 あらゆる暴力の根絶に向けた取り組み

基本方針 2 安全・安心にすごせる環境づくり  
(施策 3) 暴力の根絶に向けた啓発と相談体制の整備「武雄市DV対策基本計画」

### 3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針 3 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり  
(施策 7) 仕事と家庭、地域生活の両立支援「武雄市女性活躍推進計画」

### 4 地域防災、政治分野における女性活躍の推進

基本方針 3 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり  
(施策 8) 政策・方針決定の場への女性参画の推進  
(施策 9) 地域活動・地域防災における男女共同参画の推進



## 基本方針1 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

★重点的に推進する施策を示しています。

(施策1) 男女共同参画に関する広報、啓発による意識の形成

★(施策2) 学校教育・社会教育を通じた学習機会や内容の充実

### 【市民意識調査結果から】

- 社会全体で「男女平等」と感じている割合は、H28調査よりも増加しましたが、「男性の方が優遇されている」は64.5%と、依然として男性優遇社会と感じている人が多くなっています。
- 中学3年生調査では、「平等」と感じている割合29.7%に対し「男性の方が優遇されている」は30.8%。特に平等意識が高い学校教育においてもH28調査より男女平等と感じる割合は4.9ポイント低くなっています。

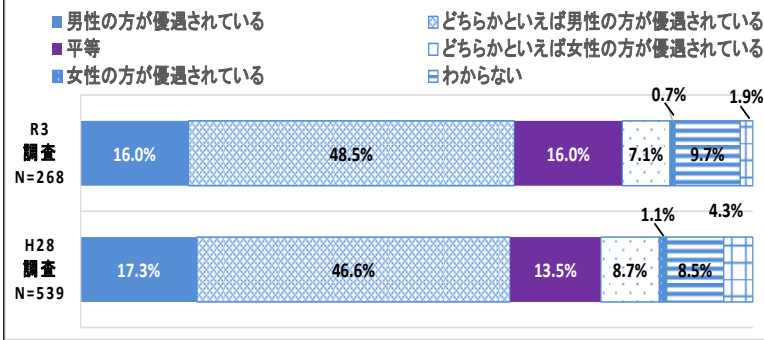
### 重点的に実施すべき事業(施策2)

- ① 幼児教育、学校教育における男女共同参画教育機会の提供
- ② 保護者や教職員への男女共同参画教育の推進、機会の創出、意識啓発
- ③ 発達段階に応じた人権尊重、多様な性など互いの性への理解、家庭生活の大切さ等の啓発
- ④ 社会教育における多様なライフスタイルに応じた男女共同参画推進

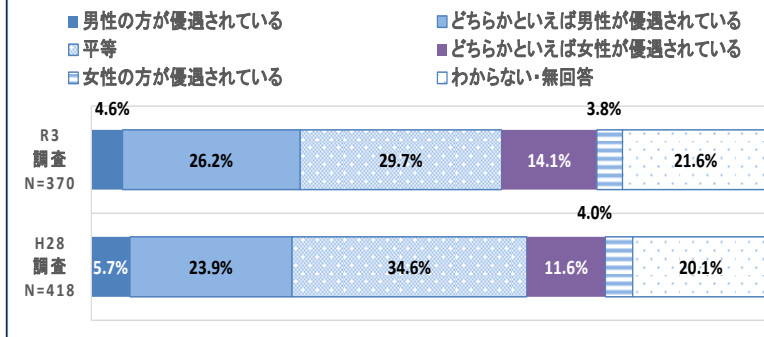


早期から男女平等意識を養うことで誰もが互いに尊重し合い、性別に関わりなく、多様な個性と能力を十分に発揮できる社会を目指します。

男女の地位の平等感(社会全体)



【中学3年生調査】男女の地位の平等感(社会全体)



## 基本方針2 安全・安心にすごせる環境づくり～「武雄市DV対策基本計画」～

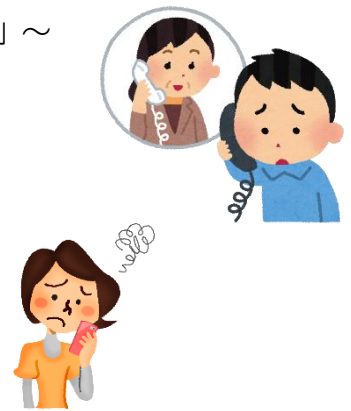
★(施策3) 暴力の根絶に向けた啓発と相談体制の整備～「武雄市DV対策基本計画」～

(施策4) 男女共同参画の視点に立ったところと身体・健康づくり

(施策5) 困難な状況におかれている女性等が安心して暮らせるための環境整備

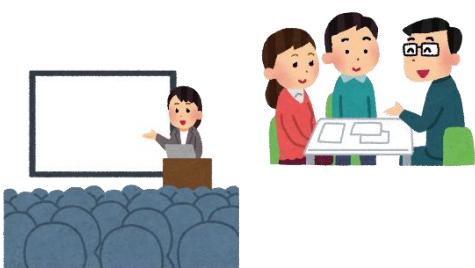
### 【市民意識調査から】

- 何らかの暴力(身体的、性的、精神的、経済的)を受けた経験については、男性より女性の経験者が多く、特にパートナーがいる女性の2割以上が「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」経験者となっています。
- 「命の危険を感じるぐらいの暴力を受けた」割合が、「月に数回程度」が1人、「年に数回程度」が3人と、深刻な事態が浮き彫りとなっています。
- 面前DVの割合は「週に1回以上」が1人、「年に数回程度」が5人と、子どもへの心理的虐待が行われている深刻な結果となりました。
- (中学生の意識調査)  
5.4%がデートDV(交際からの暴力)を身近で見たり聞いたりしたことがあると回答、特に女性の約1割が身近で見聞きした経験がある。



面前DV: 子どもの前で暴力を振るわれたり子どもに危害を加えたり脅されるなどの暴力

DVを身近にある問題としての理解を深め、DV防止のための積極的な啓発活動に継続して取り組む必要があります。また、DVの被害者にも加害者にもさせないために、若年層に対する発達段階に応じた予防教育を継続して積極的に進めていくことが大切です。



### 重点的に実施すべき事業(施策3)



- ① DV防止に関する啓発活動の実施
- ② 若年層に対するDV(デートDV等)未然防止教育等の推進
- ③ 相談体制の充実と被害者に対する支援
- ④ 支援者を対象とした研修の実施



## 基本方針3 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり

【共働きの状況】

- (施策6) 女性の活躍推進 ～「武雄市女性活躍推画」～
- ★(施策7) 仕事と家庭、地域生活の両立支援～「武雄市女性活躍推進計画」～
- ★(施策8) 政策・方針決定の場への女性参画の推進
- ★(施策9) 地域活動・地域防災における男女共同参画の推進
- (施策10) 少子高齢社会・人口減少社会の進展に対する体制の充実

(市民意識調査)	H28 調査	／	R3 調査
	59.2%	／	64.8% 
(中3 年生調査)	75.1%	／	76.8% 

### 【市民意識調査結果から】

#### ○職業を持っている理由

「生計を補助するため」女性15.5%に対し、男性4.9%

男女ともに男性が一家の大黒柱といった性別役割分担意識がまだ残っていることもうかがえます。

不安定な就労形態である非正規雇用の割合は女性19.9%であり、男性の約3倍になっています。

#### ○ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)について

ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要な条件として「給与の男女間格差の解消」「長期間労働の解消」「育児休業・介護休業制度を利用できる職場環境づくり」の結果

#### ○女性の活躍を推進するために取り組むべきことについて【企業調査】

「女性が働きやすいよう職場の雰囲気や風土を改善する」「短時間勤務、育児・介護休業を取得しやすい制度の整備等女性従業員の勤続年数の伸長」などの結果

#### ○地域活動への参加状況

H28 調査より8.4%減少、「仕事(学校)との両立が難しい」などの理由

#### ○地域の女性リーダーが少ない理由

「男性中心の組織運営になっている」「これまでの習慣で、男性がリーダーに就任してきた」「女性は家事や仕事で忙しいから」と男性が役員になることが慣習化しており、女性自身も控えめな姿勢がみられます。

#### ○地域防災に関する考え方について

「防災計画など策定段階で男女双方の意見が反映できる体制を整える」「女性や乳幼児に配慮した防災マニュアルの整備」が必要との回答が多く、また、避難所においても「男女別トイレなど避難者のニーズに配慮する」「運営に対し、男性女性ともに参加する」の意見があり、災害時において人権に配慮した取り組みを進めるためにも、男女双方の意見、男女共同参画の視点が不可欠です。

### 重点的に実施すべき事業(施策7)

- ①家事・育児・介護における支援制度の周知
- ②事業主や労働者に向けた育児や介護の支援制度の周知・環境整備の推進
- ③特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減
- ④男性の育児休業制度・介護休業制度の取得推進
- ⑤介護や介護者への支援と男女共同参画の推進



### 重点的に実施すべき事業(施策8)

- ①審議会・協議会等における女性委員の登用
- ②政治、経済、社会文化などの分野への女性の参画意識啓発



### 重点的に実施すべき事業(施策9)

- ①地域コミュニティ活動の推進と活動の担い手の育成
- ②男女共同参画を推進する市民団体への積極的支援
- ③防災・復興体制や環境分野における男女共同参画推進
- ④連携・協働によるユニバーサルデザインの推進



## 基本方針4 男女共同参画推進支援体制づくり

実施方針1 市民、企業、諸団体と市との連携・協働の推進

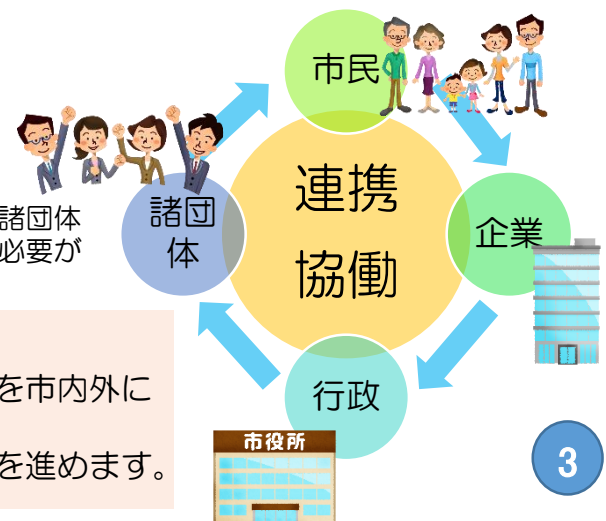
実施方針2 総合的な男女共同参画行政の推進

武雄市の男女共同参画社会を推進していくためには、市民・企業・諸団体と行政が連携・協働して、諸政策を総合的かつ効果的に進めていく必要があります。

市役所では…

○男女共同参画の推進に積極的に取り組み、取り組み事例を市内外に発信し、男女共同参画社会の推進につなげます。

○行政内部において連携を図り、総合的かつ効率的に施策を進めます。



目標	基本方針	施策	施策の基本方向
<p>すべての人がよきパートナーとして、共に築くゆとりと活力ある武雄市を目指して</p>	<p>1. 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり</p>	<p>(施策1) 男女共同参画に関する広報、啓発による意識の形成</p>	<p>人権の尊重、男女共同参画についての理解を深めるため、広報啓発に努めます</p>
	<p>2. 安全・安心にすごせる環境づくり</p>	<p>(施策2)★ 学校教育・社会教育を通じた学習機会や内容の充実</p>	<p>学校教育や社会教育などを通じて、男女共同参画の学習機会や内容等の充実を図ります</p>
	<p>3. 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり</p>	<p>(施策3)★ 暴力の根絶に向けた啓発と相談体制の整備 「武雄市DV対策基本計画」</p>	<p>あらゆる暴力の根絶に向け、啓発、相談等の取り組みを進めます</p>
	<p>3. 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり</p>	<p>(施策4) 男女共同参画の視点に立ったところと身体 の健康づくり</p>	<p>男女共同参画の視点に立った生涯にわたるところと身体 の健康づくりを推進します</p>
	<p>3. 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり</p>	<p>(施策5) 困難な状況におかれている女性等が安心して暮らせるための環境整備</p>	<p>ひとり親家庭や非正規雇用等生活困難な状況におかれている女性等が安全安心して暮らせるための環境整備を行います</p>
	<p>3. 女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり</p>	<p>(施策6) 女性の活躍推進 「武雄市女性活躍推進計画」</p>	<p>女性の活躍推進に向け、企業や農林漁業・商工業などの個人事業主への男女共同参画意識の啓発と活動支援に努めます</p>
	<p>4. 男女共同参画推進支援体制づくり</p>	<p>(施策7)★ 仕事と家庭、地域生活の両立支援 「武雄市女性活躍推進計画」</p>	<p>男女がワーク・ライフ・バランスの実践を通じ、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、子育てや介護などに対する支援体制を整備します</p>
	<p>4. 男女共同参画推進支援体制づくり</p>	<p>(施策8)★ 政策・方針決定の場への女性参画の推進</p>	<p>あらゆる分野において、男女の意見・要望を反映し、男女共同参画の視点にたった施策を進めます</p>
	<p>4. 男女共同参画推進支援体制づくり</p>	<p>(施策9)★ 地域活動・地域防災における男女共同参画の推進</p>	<p>男女の積極的な地域活動への参画と、男女共同参画の視点に立った地域防災の取り組みを推進するための人材育成に努めます</p>
	<p>4. 男女共同参画推進支援体制づくり</p>	<p>(施策10) 少子高齢社会・人口減少社会の進展に対する体制の充実</p>	<p>子どもを産み育む支援体制の充実、子どもの貧困施策等の推進と高齢者や障がいを持つ人の自立支援施策等の充実を図ります</p>
<p>4. 男女共同参画推進支援体制づくり</p>	<p>(実施方針1) 市民、企業、諸団体と市との連携・協働化の推進</p>	<p>市民、企業、諸団体と行政との連携・協働化の推進</p>	
<p>4. 男女共同参画推進支援体制づくり</p>	<p>(実施方針2) 総合的な男女共同参画行政の推進</p>	<p>総合的な男女共同参画行政の推進</p>	

## 実施項目

- ① 多様なライフスタイルに応じた広報誌、ICT利活用によるわかりやすい情報の提供と啓発活動の実施
- ② 講演会や出前講座、セミナー等の開催
- ③ 男女の人権尊重及び多様な性に応じた広報啓発と相談体制の充実、連携強化
- ④ 男女共同参画に関する継続的な意識調査（市民・中学生・企業・地域）による実態の把握

- ① 幼児教育、学校教育における男女共同参画教育機会の提供
- ② 保護者や教職員への男女共同参画教育の推進、機会の創出、意識啓発
- ③ 発達段階に応じた人権尊重、多様な性など互いの性への理解、家庭生活の大切さ等の啓発
- ④ 社会教育における多様なライフスタイルに応じた男女共同参画推進

- ① DV防止に関する啓発活動の実施
- ② 若年層に対するDV（デートDV等）未然防止教育等の推進
- ③ 相談体制の充実と被害者に対する支援
- ④ 支援者を対象とした研修の実施

- ① ライフステージに応じた健康指導の実施
- ② リプロダクティブ・ヘルス／ライツの学習と意識啓発
- ③ 支援体制（健康相談窓口）の整備

- ① 支援体制（相談窓口）の整備、関係機関の紹介等の情報提供
- ② 生活困窮者の自立に向けた支援
- ③ 特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減
- ④ ひとり親家庭の自立支援

- ① 企業等における男女の就業環境実態調査の実施・情報提供
- ② 再就職・スキルアップのための情報提供・支援
- ③ 農家の家族経営協定締結の推進
- ④ 女性の起業、経営への参画促進支援
- ⑤ 職場における女性職員の職域拡大と管理職への登用促進
- ⑥ ハラスメントの防止にむけた広報・啓発

- ① 家事・育児・介護における支援制度の周知
- ② 事業主や労働者に向けた育児や介護の支援制度の周知・環境整備の促進
- ③ 特別保育等の実施による子育て世代の負担軽減
- ④ 男性の育児休業制度・介護休業制度の取得促進
- ⑤ 介護や介護者への支援と男女共同参画の推進

- ① 審議会・協議会等における女性委員の登用
- ② 政治、経済、社会文化などの分野への女性の参画意識啓発

- ① 地域コミュニティ活動の推進と活動の担い手の育成
- ② 男女共同参画を推進する市民団体への積極的支援
- ③ 防災・復興体制や環境分野における男女共同参画推進
- ④ 連携・協働によるユニバーサルデザインの推進

- ① 妊娠や出産期の支援、子育てや家事の共同意識啓発
- ② 育児不安防止・相談窓口の運営、青少年まで含めた子育て期のサポート・子どもの貧困対策の推進
- ③ 子どもの虐待への対応システムの充実
- ④ 高齢者や障がいを持つ人の社会参画推進、自立支援

- ① 男女共同参画推進市民会議の設置
- ② 諸団体、関係機関等との連携会議、事業の開催
- ③ 市役所における男女共同参画の推進

- ① 男女共同参画施策の推進
- ② 職員の意識向上のための学習機会の提供
- ③ 男女共同参画推進体制の機能強化
- ④ 市役所における女性職員の職域拡大や管理職登用の推進
- ⑤ 情報受発信の機能強化や活動基盤の整備

計画の基本指標

基本方針（１） 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

	指 標	実績値	4次目標
		(令和3年度)	(令和9年度)
1	LGBT(順番に、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、心と体の性が一致しない人)の認知度(言葉の意味まで知っている)	44.80%	70%
2	男女共同参画に関する出前講座開催	2回/年	6回/年
3	男女共同参画に関する啓発イベント、講座の受講者数	207名/年	600名/年
4	社会全体で男女の地位が平等となっていると思う人の割合	16.00%	50%
5	社会通念・慣習・しきたりで男女の地位が平等となっていると思う人の割合	14.90%	50%

基本方針（２） 安全・安心にすごせる環境づくり

	指 標	実績値	4次目標
		(令和3年度)	(令和9年度)
1	DV防止法(配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律)やDV、デートDV等の用語の認知度	85.90%	100%
2	DV防止・デートDV防止のための講座の受講者数	502名/年	600名/年
3	DV被害を受けた際に「相談しても無駄」と思う割合	21.40%	10%

基本方針（３）女性が活躍し、男女のパートナーシップが輝くまちづくり

	指 標	実績値	4次目標
		(令和3年度)	(令和9年度)
1	女性の活躍推進に取り組んでいる市内事業所の割合	48.90%	70%
2	男性の育児休業取得を望ましいと考える人の割合	52.90%	80%
3	地域活動に参加している人の割合	35.80%	60%
4	審議会・委員会等の委員に占める女性の割合	35.70%	40%以上

基本方針（４）男女共同参画推進支援体制づくり

	指 標	実績値	4次目標
		(令和3年度)	(令和9年度)
1	男性育児休業を取得する男性職員の割合 武雄市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画(R3~R7)目標5%以上	16%	30%
2※	職員の時間外勤務の削減(特定事業主行動計画より)(1月あたりの時間)	20.1時間	17時間
3	武雄市男女共同参画推進計画の認知度	56%	100%
4	管理的地位にある職員に占める女性職員の割合 【特定事業主行動計画より】)	18.80%	25%以上
5	男女共同参画に関する情報の発信(出前講座開催)	2回	6回

※2)令和元年度比10%削減目標(R7.3末)  
令和元年18.9時間⇒17時間